

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

組織運営においては、基本理念に立脚し、世界各地のお客様の要請に応える事業運営を、迅速かつ適切に展開しながら、効果・効率の高い体制を構築しております。

また、業務監査部門が各組織の業務遂行について、効果的な監査を実施していくほか、各組織が自律性を高めながら、コンプライアンスやリスク管理に取り組んでおります。

経営の監視を客観的に行うため、社外監査役をおき、取締役会及び監査役会において監督・監査を行っております。また、当社は、経営の監督機能と執行機能の分離、取締役会の機動性向上及び経営の意思決定の迅速化を狙いとし執行役員制度を採用しております。

取締役については、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。

株主や投資家の皆様に対して、決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示を基本とし、企業の透明性を今後も高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
本田技研工業株式会社	12,103,950	50.34
大竹榮一	1,312,000	5.46
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド （プリンシパル オール セクター サポートフォリオ） （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	975,000	4.05
大竹好子	500,000	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	475,200	1.98
株式会社三井住友銀行	457,400	1.90
八千代工業従業員持株会	450,418	1.87
埼玉車体株式会社	438,075	1.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	350,900	1.46
大竹譲司	232,000	0.96

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

本田技研工業株式会社（上場：東京、海外）（コード）7267

補足説明 更新

フィデリティ投信株式会社より、以下のとおり大量保有報告書の変更報告書の写しが提出されておりますが、当社としては2013年度末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

<エフエムアール エルエルシー>

住所：245 SUMMER STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02210, USA

保有株券等の数：1,025千株

株券等保有割合：4.26%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社は本田技研工業株式会社であり、当社の議決権の50.5%（間接所有を含む）を保有しております。
当社と親会社の間で資本関係、取引関係等の面で密接な関係にありますが、経営方針及び事業活動等においては、自立を基本としており、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある取引を行う場合には、社外監査役を含めた取締役会及び経営会議において多面的に議論し、決定するなど、親会社のみならず広く株主全般の利益の確保に努めています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

2013年度において、監査役と会計監査人との間で会合を8回開催し、会計監査人が監査役に対し、会計監査の計画や結果などについて説明・報告を行ったほか、相互に意見交換を実施しました。
 監査役と社長直轄の独立した業務監査部門である業務監査室が監査役を補助し、単独ないしは連携して、当社及び国内外の子会社に対し、業務監査を実施しました。
 また、業務監査室内に金融商品取引法等に関する内部統制の評価を実施する部門（専任4名）を設置し、金融商品取引法等に関する内部統制の評価を実施し、監査役に結果を報告しました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐野正彦	公認会計士								○	
山室恵	弁護士				○				○	
村松昌信	公認会計士								○	

※ 1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む）
佐野正彦	○	----	公認会計士としての財務・会計業務に関する専門知識を当社の監査に活かしていただくためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はありません。 当社と佐野正彦との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
山室恵	○	社外監査役 山室恵は、富士通株式会社、株式会社アドバンテスト及びニフティ株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、同社は、当社の主要な取引先ではありません。	法曹界における長年の経験と企業法務に関する知識を当社の監査に活かしていただくためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はありません。 当社と山室恵との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。

村松昌信	○	-----	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査に活かしていただくためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はございません。 当社と村松昌信との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
------	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の賞与については、業績等を反映して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2013年度に係る当社の取締役及び監査役に対する報酬の額は、取締役 6 名に対して合計142百万円、監査役（社外監査役を除く）1 名に対して合計25百万円、社外監査役 5 名に対して合計27百万円の総額195百万円であります。
賞与の額は、取締役 5 名に対して合計14百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「取締役報酬基準」又は「監査役報酬基準」で定めております。
役員の報酬は、取締役については報酬と賞与によって構成されており、監査役については報酬のみで構成されており、それぞれ株主総会で決議された年額報酬枠の範囲内において支給されております。
取締役については取締役会で決議された方法により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。
各役員の月額報酬については、同業他社役員の報酬相場などを勘案して決定することとしております。
取締役の賞与については、業績等を勘案して取締役会の決議により決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の監査の実効性を確保するために、下記の事項を定期的の実施しております。

1. 業務監査室との連携
2. 代表取締役との意見交換
3. 経営会議その他の重要な会議への出席
4. 会計監査人との意見交換

その他、監査役連絡会を開催し、監査役間での情報共有及び意見交換を定期的の実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務執行体制については、主要な組織の長に取締役や執行役員をおき、機動的に業務執行ができる体制を構築しております。

また、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議しております。

さらに、海外においては、世界各地のお客様の要請に応えるために世界の主要な地域に拠点を置き、テレビ会議を中心としたICT（情報通信技術）の積極的な活用により、当社と各拠点間のダイレクト・コミュニケーションを促進し、経営会議から委譲された権限の範囲内で、迅速な意思決定を図っております。

取締役会及び監査役により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。

監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行っております。

2013年度における取締役会等の開催状況については、取締役会を9回、経営会議を24回開催しております。また、監査役会を11回開催しております。

2013年度における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人に所属する金井沢治、足立純一及び染葉真史の3名であります。

なお、継続監査年数は、金井沢治、足立純一及び染葉真史ともに1年であります。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他19名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

＜現状の体制を選択している理由＞

前述のコーポレート・ガバナンス体制の他、下記の体制・仕組みを導入しております。

1. コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当取締役をコンプライアンスオフィサーとして任命
2. リスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役をリスクマネジメントオフィサーとして任命
3. 監査役と社長直轄の独立した業務監査部門である業務監査室を設置し、当社の各部門の業務遂行状況について監査を行うほか、内部監査機能を持つ子会社については、内部監査の品質評価を行うことにより内部監査の充実に努め、その他の子会社に対しては、直接監査を行う
4. 業務監査室内に金融商品取引法等に関する内部統制の評価を実施する部門を設置
5. 自己検証に基づくコーポレートガバナンス上の問題の未然防止、問題の刈り取り

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役を含む監査役会が取締役の業務執行の監査を行い、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議が取締役の決議事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議を行っております。

＜社外取締役・監査役の独立性についての会社の考え方＞

経営の監視をより客観的に行うため社外監査役をおき、取締役会、監査役会において監査・監督を行っております。

当社の社外監査役に関しては、経験、見識に基づいた監査と経営監視の実効性、専門性の観点から、公認会計士、税理士、弁護士 の資格を持つ監査役を選任しております。

独立性を確保する条件としては、当社は少なくとも1名は独立役員として社外監査役にその役割を負っていただくこととしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期限より早い時期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	非常勤役員のスケジュールを考慮し、集中日を回避した株主総会の開催に努めておりま

	す。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットにより議決権を行使いただけます。
その他	株主総会開催日等につきましては、株主の利便性を考慮し、決定次第ホームページに掲載しております。また、株主総会では株主がよりわかりやすい説明と発言しやすい議事運営を行っております。

2. I Rに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び本決算の説明並びに中期経営計画推進状況の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ（ http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/ ）において、各種の企業情報を公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部の複数の部門が連携してI Rを担当しております。	
その他	株主の皆様に対して、定期的に「株主通信」を発行し、当社の事業、製品、財務状況などに係る情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、当社グループで働く一人ひとりが共有する企業理念として「ヤチヨ企業理念」を制定しております。 また、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより確かなものにするため、一人ひとりが共有する行動規範として「ヤチヨ行動規範」を制定しております。
環境保全活動、C S R活動等の実施	環境保全活動については、「ヤチヨ環境基本方針」に則り、事業所特性にあわせた環境に対する施策を実施し、環境負荷を低減する活動を継続しております。 「地域に根差した社会貢献」を活動理念に掲げ、主に事業所近隣において実施している社会貢献活動を含めたC S R活動を推進しております。
その他	＜女性の活躍推進の取り組みについて＞ 当社は、女性の活躍促進に向けて、育児と仕事を両立できるよう、法定より充実した育児休業や育児短時間勤務の独自の制度を取り入れて、出産や育児の理由で会社をやめることなく継続して働くことのできる環境の整備に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- （１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスを確保するための体制は、下記のとおりとする。
- a 当社役員および従業員が共有し実践に努める「ヤチヨ行動規範」を制定し、周知徹底をはかる。
 - b 各部門が担当取締役の主導の下で、法令の遵守に努め、その状況を定期的に検証するなど、コンプライアンスについて体系的に取り組む仕組みを整備する。
 - c コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当取締役をコンプライアンスオフィサーとして任命し、企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理に関する問題について提案を受け付ける「企業倫理改善

提案窓口」を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社の文書管理規程に基づき、保存及び管理を行うものとする。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を運営する上で想定される様々なリスクの適切な管理及び危機発生時における関連する組織・従業員の取るべき行動を定めた

「ヤチヨ リスクマネジメント方針」及び「ヤチヨ リスクマネジメント規程」を制定する。

リスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役をリスクマネジメントオフィサーとして任命するなど、リスクマネジメント体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行う。

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行う。

監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行う。

業務執行体制については、主要な組織の長に取締役や執行役員をおき、機動的に業務執行ができる体制を構築している。

また、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する。さらに、海外においては世界各地のお客様の要請に応えるために世界の主要な地域に拠点を置き、テレビ会議を中心としたＩＣＴ（情報通信技術）の積極的な活用により、当社と各拠点間のダイレクト・コミュニケーションを促進し、経営会議から委譲された権限の範囲内で、迅速な意思決定を図っている。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいて共有し実践に努める「ヤチヨ行動規範」を制定し、周知徹底をはかる。

a 当社のグループ各社は、ヤチヨ行動規範に基づき事業運営に関連した法令・社内規則が遵守されるコンプライアンス体制、想定される様々なリスクの適切な管理及び危機発生時の対応に関するリスクマネジメント体制、を整備する。

b 当社のグループ各社は、コーポレートガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンス・企業倫理を主な対象として、定期的な自己検証を実施し改善に努める。

c 社長直轄の独立した業務監査部門である業務監査室が、当社の各部門の業務遂行状況について監査を行うほか、内部監査機能を持つ子会社については、内部監査の品質評価を行うことにより内部監査の充実に努め、その他の子会社に対しては、直接監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの

独立性に関する事項

業務監査室で監査役を補助する者の人事異動および人事評価について、取締役は、事前に監査役の意見を聴取の上、決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を遅滞なく報告する。

a 会社に重大な影響を及ぼす事項

b 内部統制システムの整備状況

c コンプライアンス、リスクマネジメントに係る自己検証の結果

d 「企業倫理改善提案窓口」の運用状況

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するために下記の事項を定期的実施する。

a 業務監査室との連携

b 代表取締役との意見交換

c 経営会議その他の重要な会議への出席

d 会計監査人との意見交換

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

反社会的勢力排除に向けた対応としては、事業所ごとに管理担当部門を対応部署として不当要求防止責任者をおき、対応が必要な状況が発生した場合には、発生部門の本部長を責任者とする対応体制で、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携して、すみやかな対応をとることとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る基本姿勢

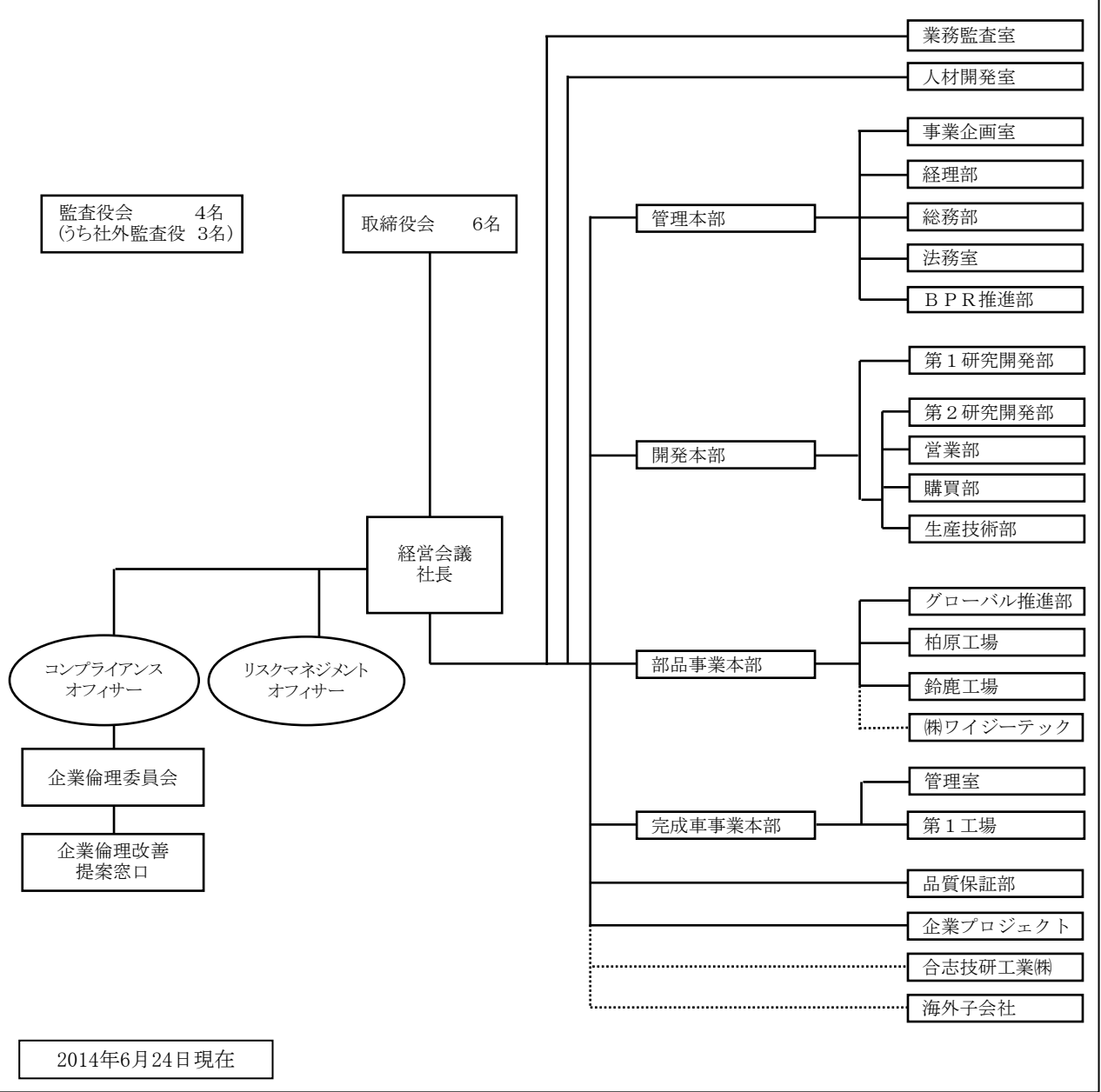
当社は、以下の会社情報を公表すべき重要事項と位置づけ、株主、投資家などのステークホルダーに対し、迅速、正確かつ公平な開示に努めております。

<重要情報>

(1) 金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」により適時開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社情報

(2) その他投資判断に重要な影響を与える会社情報

コーポレート・ガバナンス体制の概要



適時開示に係る社内体制の概略図

